

令和8年度 第1回草津市環境審議会 会議録（概要）

■日時：

令和8年8月4日（火） 14時00分 ～ 16時30分

■場所：

市役所8階 大会議室

■出席委員：

小林 圭介 委員(会長)、樋口 能士 委員(副会長)、佐藤 圭輔 委員、壽崎 かすみ 委員、
山川 正信 委員、横田 岳人 委員、上田 宜和 委員、上野 淳 委員、牛場 良和 委員、
西田 幸子 委員、深田 康人 委員、石原 直樹 委員、松村 幸子 委員、森 毅 委員、
山本 勇造 委員、渡邊 裕喜子 委員

■欠席委員：

丹羽 浩之 委員、北脇 芳和 委員、関根 峰子 委員、渡邊 真梨子 委員

■事務局：

環境経済部	太田部長、小川副部長
環境政策課	大野課長、長江課長補佐、福永副係長、井上主任、樫本主事
温暖化対策室	岸本室長、津田室長補佐
資源循環推進課	石松係長、天野主査

■傍聴者：

0名

■議題等：

議事

（1）会長・副会長の選任

（2）諮問

（3）審議事項

- ・第3次草津市環境基本計画の進捗状況の確認について
- ・保護樹木の指定解除について

その他

報告事項

- ・第3次草津市環境基本計画の中間見直しについて

1. 開会、副市長挨拶

本日ここに、令和8年度第1回草津市環境審議会を開催するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位には、大変お忙しいところ、御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、次第にもございますように、第3次草津市環境基本計画の進捗状況について、保護樹木として指定しております「野路五丁目・旧東海道筋のアベマキ」の保護樹木の指定解除について、委員の皆様方に慎重かつ活発な御審議をいただきますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、本日お集まりの皆様方のご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

2. 議事

(1) 会長、副会長の選任

会長：小林圭介委員、副会長：樋口能士委員、職務代理者：山川正信委員

※草津市環境審議会規則第4条第2項に基づき、委員の互選により会長および副会長を選出。

また、同規則第4条第5項に基づき、会長が職務代理者を指名。

【会長挨拶】

ただいま推薦をいただきまして、会長として2年間務めさせていただきます。

委員の皆様方には、環境審議会の運営につきまして何卒御協力をお願いしたいと思います。

簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

(2) 諮問

- ・保護樹木の指定解除について

(3) 審議事項 第3次草津市環境基本計画の進捗状況の確認について

- 資料1 : 第3次草津市環境基本計画 体系図
- 資料2 : 第3次草津市環境基本計画 達成目標進捗調査票
- 資料3 : 第3次草津市環境基本計画 関連事業の進捗状況について
- 資料4 : 第3次草津市環境基本計画 重点事業取組状況
- 参考資料4 : 第3次草津市環境基本計画 関連事業進捗調査票
- 参考資料8 : 第3次草津市環境基本計画__概要版
- 参考資料9 : 第3次草津市環境基本計画

【事務局】

<資料1～4について説明>

【会長】

気が付いたところだけで結構ですので、1人1人に意見や質問をお伺いしたい。

【委員】

重点事業はどのようにPDCAサイクル、来年度以降に活かす動きをどのようにされているのか。

【事務局】

3つの重点事業それぞれ異なる方法をとっているが、重点1「いきもの自然学校」については、市役所がそれぞれのモデル地区に伴走しながら、翌年度に反省点を活かす形をとっている。

重点2「地域資源健幸ラリー」については、各学区でモデルコースを設定してウォークラリーを実施してもらう企画であるため、1回きりではあるが、改善点は次回以降に反映できるようにしている。

重点3「環境イノベーション」については、セミナーの実施にとどまっているが、アンケートの回答をもとに、セミナーの内容を少しずつ改良している。

【委員】

狼川の環境管理基準が満たないことについて、採水ポイントが悪いことも考えられるかと思うが、場所の修正は検討しているか。

【事務局】

流量等も問題ないところで採水できているため、現時点で不適切とは考えていない。BODが超過した際に支流を遡り、少しずつ超過原因エリアを絞り込みつつあり、原因究明に近づいている。

【委員】

環境について学び行動できる地域社会づくりの数値目標と実績の乖離が気になる。中間年度である次年度に、数値目標を達成できるような方策は現時点であるのか。

【事務局】

目標項目を2つ設定しており、環境学習および活動の企画・実施サポート件数が苦慮している。エコスタイルプラザで貸出等を実施しているが、その認知度不足が考えられる。琵琶湖博物館も同様の事業をされているなか、同じように苦慮されているため、市内の学術機関と一緒に考えていきたい。また、エコスタイルプラザの在り方をゼロベースで考えていく。

もう1つの目標である、こども環境会議の参加団体数については、今年度に25回目の記念大会を実施するにあたって、各団体、小中学校に出向いて参加を促している。

【委員】

基本計画の達成目標の妥当性が気になる。この目標を達成することで草津市がどうなるのか。また、目標値までの乖離が大きい項目や、既に令和14年目標の数値を達成している項目もある。このまま令和14年まで進捗管理していくのか、方針を聞きたい。

【事務局】

この数値目標を達成することで、草津市の目指す環境像が実現できると考えている。
数値目標の妥当性や、数値自体の妥当性については、中間見直しの際に再考したい。

【委員】

数値目標をクリアした、してないの話は意味がない。プロセスの部分に目を向ける必要がある。
草津市の環境全体が見わたせているわけではないため、各達成目標12個を足掛かりに全体が見

られる視点が欲しいし、そういった考察が欲しい。

目標を立てた段階から違和感のある目標がある。指標に対する議論が出てきており、中間見直しの際に全く新しくすると、これまでの連続性を失うため、枝葉的な目標を加えることもいいのではないか。

【委員】

温暖化対策大賞表彰事業について、応募を募ったが目標値に届かなかったということだったが、県でも温暖化関係の表彰事業があるので、情報共有等、相談を検討してもらえれば良いかと思う。

【委員】

狼川の環境管理基準調査について、基準超過しているエリアまで絞り込めているということだったが、ここから基準超過の原因の特定に至るまでが難しいと考える。その解決策として、現地で常時測定が可能な測定機器の導入も検討してはどうか。

また、アライグマ等外来生物の数値目標の修正は必要だと考える。数値が少ない方が外来種が減ってきているという風にも思える。目標値管理ではなく、状況把握として掲載する建付けの方がいいと思う。

【委員】

いきもの自然学校のコーディネーターは何名おられるのか。

【事務局】

コーディネーターについて、特段何名と規定はしていない。元教員の当課職員が立ち上げ時はコーディネーターとして動くが、各学区の方に環境学習会に参加いただき、徐々にコーディネーターとしての動きをとっていただく形をとっている。

【委員】

自家用車から公共交通機関への利用転換について、どのように展開するのか。

【事務局】

市では、公共交通に幼いころから関心をもってもらうために、企業と連携して交通の学習を小学校等で実施している。

また、草津市の市営バスであるまめバスの無料乗車を夏休みに実施したり、イベント等に利用いただく等の取組を、こちらも企業に協力いただきながら実施している。

バス以外にも自転車の利便性の説明や、自転車歩道の改善、駐輪場整備等、乗り方、啓発、ハード整備に取り組んでいる。

【委員】

多くの事業があるなかで、予算確保も大変だと思うが、引き続き宜しくをお願いしたい。

【委員】

草津市内で田んぼが減少している中、農業体験学習「田んぼのこ」を通じて田んぼをやりたい児童が出てくると良い。加えて、そういった方が田んぼを始める際にサポートできる事業整備を期待したい。

【委員】

重点1「いきもの自然学校」について、現在モデル地域が2学区あるが、他にモデル地域を増やす展開はあるのか。

【事務局】

当初は、令和3年度から1学区、令和9年度からもう1学区の2学区で開始する予定であったが、手を挙げた学区が2学区あったため、開始当初から2学区で進めている。現在の2学区は令和9年度からは自走を目指しており、自走できれば、予定通り令和9年度から新たに1学区を追加し伴走を開始予定である。

【委員】

外来生物の捕獲事業について、市民でありながら知らなかった。認知度の向上は具体的にどのように図っていくのか。

【事務局】

認知度の向上は苦慮している現状がある。HPや広報誌だけでなく、SNS（LINEやX）の活用を想定している。

【委員】

周知方法について、外部に相談するつもりはあるのか。例えば、小中学校のコンクール等で題材にしてもらう等。

【事務局】

環境学習においてはこどもから大人へ伝わるよう、教育委員会に協力を仰ぐ着想はあったものの、外来生物防除業務について、そういった発想はなかった。

【委員】

実績数値で、ごみの排出量が減少傾向にあるのはやはりごみ袋の有料化が最も大きい要因と考える。一方で、市内で生活しているとポイ捨ては依然目につく。ポイ捨てを減らすことができれば、より草津市がよくなるのではないかと思う。

【委員】

第3次草津市環境基本計画の進捗状況の確認という意味では、概ねうまくいっていると評価していると思う。その中で質問だが、狼川の環境管理基準超過は原因を突き止めたのか。

【事務局】

突き止めたわけではない。あくまでそのあたりというところまで。

【委員】

BODの超過はどの程度か。

【事務局】

BOD基準値が3mgのところ、高いところで20mgくらいの数値が出ている。

【委員】

法令に基づいた立入指導件数について、少ない方がいいのか。

【事務局】

少ない方がよい。

【委員】

少ない方がいいということであれば、令和3年当初から目標を達成しているということになる。先ほどの話にもあったように、中間見直しの際に数値を再考する必要がある。

また、重点3「環境イノベーション」について、技術開発まで進めるのは非常に難しい。マッチ

ング制度は中小企業診断士にコーディネーターになってもらう等、商工会議所と連携しながら進めていく必要があると考える。

【委員】

あえて環境に対して無関心な立場で参加したが、無関心層が少し関心に傾いた。自分なりにもう少し環境について勉強したい。

【委員】

雑草が伸びっぱなしになっている歩道や、穴の開いた歩道が目立つ。道路状態を報告できるサービスが他市にはあると聞くため、草津市でも導入を考えてほしい。対策をどのように考えておられるのか。

【事務局】

今回の審議会の議論とは逸れてしまうため、頂戴した意見は担当課に伝えさせていただく。

【副会長】

目標としては、概ね達成している反面、目標自体がどうなのか、何を目指しているのかという課題があったかと思う。

環境にも関わるハード的なお金のかかる目標は対策が進んでいないことが見える。環境だけでなく、防災や他の事業との関係もあるかと思うので、他部局との連携も含めて進めてほしい。

もう一点、立入指導件数の11件の数字の内訳はどのような内容だったのか。騒音や悪臭に関するものがあったのか。

【事務局】

指導内容は届出の不備がほとんど。環境管理基準値超過はこの中には含まれていない。

【会長】

第1次環境基本計画策定の際に、礎として「環境文化」という言葉を使った。環境文化とは、例えば焼き魚を食べる際に、木の大きな葉を皿に敷いて食べる。この皿は食器用洗剤を使わなくても水洗いだけでよく、水を汚さず、また木の葉は土に還すことにより、ごみも出さず、次の植物のためになるというスキームになる。こういった、一人ひとりが身近な新たな環境に関する行動に改めることを文化として根付かせるような思想を元に、当時の環境基本計画を策定した。審議会の委員の皆様も、この環境文化を礎として身近なところから環境にやさしい行動に取り組んでいてもらいたい。草津市はこれまでから独自の道を歩んできており、環境文化を誇りに思っ進めていただきたい。

(4) 審議事項 保護樹木の指定解除について

資料5 : 保護樹木の指定解除について

参考資料5 : 草津市の良好な環境保全条例 (抜粋)

参考資料6 : 草津市の良好な環境保全条例施行規則 (抜粋)

参考資料7 : 自然環境保全地区・保護樹木 (パンフレット)

【事務局】

<資料5、答申案について説明>

【会長】

それでは、答申案について意見をいただきたい。

【委員】

保護樹木を指定する際も、審議会で審議いただいたうえで指定しているはず。事務的な手続きでは済まないのか。もう無い樹木について審議する必要があるのか。

【会長】

環境審議会は市長からの諮問に対して、答申をするのは当然の義務である。

【委員】

明らかに条例違反ではないのか。違反行為に対してなんの言及もなく、無いから解除しましたでは少し違う気がする。罰則はないにしても第19条には「何人も、保護樹木を損傷し、その保護に影響を及ぼす行為をしてはならない」と規定されているので条例違反とは言えると思う。答申は審議会から市長宛てで出す文書であるため、保護樹木指定解除の案件が増えている現状を踏まえて、保護樹木制度に関する意識を喚起できるよう一文を加えてもいいのではないか。

【会長】

大津市や八日市市の同様な保護樹木の施策を主導してきたが、その後は両市とも指定当時以降は何もしていない。滋賀県で唯一草津市だけが、保護樹木の施策を丁寧に審議会にかけていることを補足する。

【委員】

悪質な条例違反に思う。事前に説明を受けたうえで伐採に至っているため、知らなかったでは済まされないと思う。

【会長】

では、答申案にどういった言葉を付け足すか。

【委員】

であれば、一意見として悪質な行為であるということとは言えると思う。

【委員】

同じところが気になるが、それでは文章にならない。指定解除の手続きは本来伐採の前にする必要があるということをこちらは伝えたにも関わらず、指定解除の手続きを踏まずに伐採に至った旨を補足してはどうか。倫理的に問題があると思うがそういった文章を書くものでもない。指定解除の手続きを怠った事実を含めた簡潔な文章に修正はできないか。

【委員】

保護樹木制度が軽んじられている現状を市長に訴えたい。前回のムクノキや矢橋のイチョウ等も解除を望まれている。歴史的な経緯やなぜ保護樹木に指定されているのかを踏まえないで議論をしてきた中で、今回ついに適正な手続きを踏まずに伐採まで進んでしまった。条例をうまく使っていくのは市長の役割だと考えるため、保護樹木の意義について認識していただけるような旨を市長に返す文書に上申できればいいと思っている。解除はやむなしで良いが、答申案には一言加えるべき。

【委員】

皆さんの意見は同じだと思う。今の答申案の文章は簡潔で洗練されているため、今後こういったことが起こらないように促す文章を追加したら良いかと思う。

【委員】

令和7年10月23日のやりとりは、業者に伝えたのか。所有者に直接伝えたのか。万一、担当者に瑕疵が生じる場合を心配している。

【事務局】

不動産仲介業者の売主側、買主側両者と電話でやりとりをした。

【委員】

条例違反となる行為ということは伝わっているか。

【事務局】

「条例に基づいて」と明言して伝えたかどうか、定かではない。

【会長】

第19条には「何人も、保護樹木を損傷し、その保護に影響を及ぼす行為をしてはならない」と規定されているが、伐採は損傷とは異なるため、条例違反とは言えないのではないか。この施策を始めた当時は、市内の価値のある樹木を保護樹木に指定することのみを考えて条例を定めたため、伐採されることを想定した条例になっていない。

【委員】

市の職員が伝えたことが十分に理解されていないことも気になる。条例違反かどうかもあるかとは思いますが、市職員の方が指定解除の手続きが必要と伝えたにも関わらず、手続きより前に伐採を進めた事実はある。

【副会長】

条例違反かどうかよりも、本来保護されるべき樹木という趣旨からは大きく外れたことが起きている。事務局には一度持ち帰っていただいて、追加の文章を会長と事務局で考えていただくというのはどうか。

【委員】

やはり、条例を知らなくても、市職員から手続きの説明をしたにも関わらず、条例を知らないにしろ条例に違反する行為であるうえに、こういった結果になってしまったということの経緯は調査して記録として残すべきだと考える。伐採は条例19条の損傷に明らかにあたるだろう。注意喚起をするべき。

【会長】

気持ちはわかるが、条例には伐採をする際に所有者からの届出を要するという文言はない。

【委員】

今回の土地の売買の目的によっては、なんらかの対応は必要だという気はしている。

【会長】

過去には2件ほど、管理者から伐採の要望が出たことにより、審議会委員で現地に出向いて樹木の状態を確認して指定解除に及んだ案件があった。今回は、無断で伐採されたことで、実際に確認して審議をする対象がないという落ち度に関して指摘するしかない。

【副会長】

きちんとした手続きを進めなかったことに対して遺憾であるということは、今この審議会の参加の委員の総意に思う。答申は審議会から市長に対する返事であり、ほんの一言、厳しいことは言えないだろうが、プロセスを無視されて残念であることまでは書くべきではないか。

【委員】

条例違反と言えないのであれば、この機会に条例に変えるべきではないか。

【会長】

条例改訂に関しては、議会で決定されことでもあり、審議会で決められることではない。

【事務局】

多くの議論をいただきありがたく思うとともに、伐採の連絡を受けてからの対応についても反省すべき点はあるかと感じている。8月31日に第2回の審議会を予定している。一文を付け加えるかということを含めて答申案を再度事務局の方で考えて、第2回でもう一度ご審議いただきたい。

3. 報告事項

第3次草津市環境基本計画の中間見直しについて

資料6：第3次草津市環境基本計画 中間見直しについて

【事務局】

<資料6について報告>

4. 閉会

【副会長】

議論の中で会長も話されていた「環境文化」という言葉を、自分も環境審議会に入ったときに勉強させていただいた。一人ひとりが身の回りの気づきの中で行動していくという文化であり、非常に独自のスローガンで、実際に草津市は人を育てること、いろんな人を巻き込んで環境を考えて行動する事業を数多くされている。

特にこども環境会議については、25回の記念大会もされるということで、環境文化が実ってきている証拠ではないかと感じている。

高い席ではあるが、市から勉強させていただこうかと思う。皆様も今後とも宜しくお願いしたい。

【事務局】

これをもって、令和8年度第1回草津市環境審議会を閉会させていただく。